

各保育園（所）長 様
各認定こども園長 様
各幼稚（保）園長 様

松江市長 上定 昭仁
(子育て部子育て政策課)

災害時における保育所等の休園基準について

平素より、本市子育て行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、台風・豪雨・地震等の自然災害発生時（以下「災害時」という。）に、市内の認可の保育所等（保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業施設、市立保育所（園）、市立幼稚（保）園）（以下「保育所等」という。）における臨時休園の基準を下記のとおり定めました。

これは近年の異常気象により全国で災害が発生していることを受け、児童、保護者、保育従事者等の安全確保をしていただくため定めたものです。災害時における対応につきましてご理解ご協力をお願いします。

なお、災害時において休園措置を行った場合、日数に応じて保育料の減額をします。

また、社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを実施します。詳細は別紙1「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。

保護者宛の周知文を別添のとおり作成しました。保護者に対しては、周知文をご活用いただきますよう、よろしくをお願いします。

記

1. 台風・豪雨等の発生時

(1) 臨時休園等の基準・対応

①登園前（午前6時から開園時刻まで）に警戒レベル3以上が発令中の場合

避難情報	避難情報発令の地区施設	それ以外の地区施設
警戒レベル3 高齢者等避難	開 園 ただし、施設長の判断で市に休園を申し出ることができる。	開 園 (最新の防災気象情報等に留意し、避難行動を確認)
警戒レベル4 避難指示	原則休園 ※施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合は開園できる (ハザードマップ危険区域内の施設は特に慎重に判断する。)	
警戒レベル5 緊急安全確保	休 園	

※午前10時までに避難情報が解除され、安全が確認できれば午後の保育を実施。

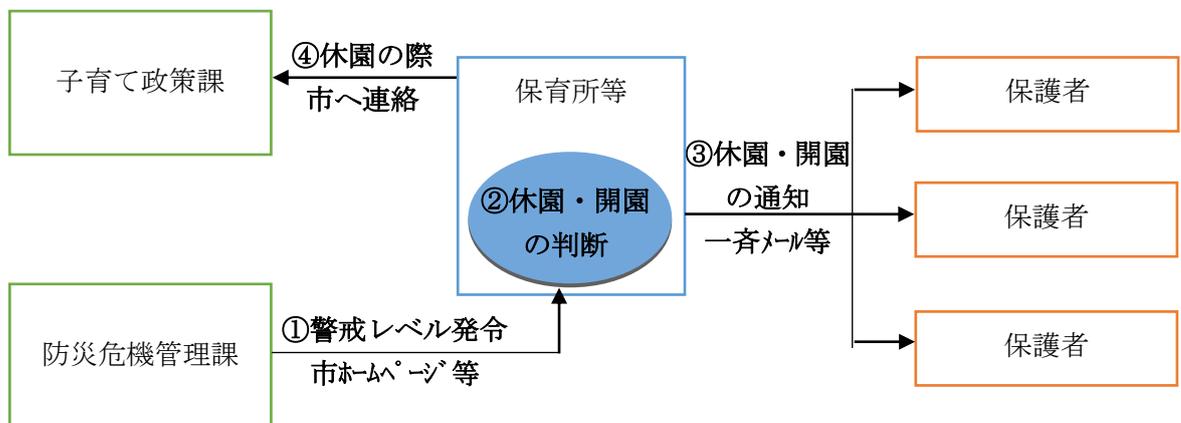
(午前10時の時点で、避難情報が発令中で、安全が確認できなければ、終日休園)

②保育中に警戒レベル3以上が発令の場合

避難情報	避難情報発令の地区施設	それ以外の地区施設
警戒レベル3 高齢者等避難	開 園 ただし、施設長の判断で市に	開 園 (最新の防災気象情報等に留意

	休園を申し出ることができる。	し、避難行動を確認)
警戒レベル4 避難指示	原則休園 保護者に早期のお迎えを依頼 状況により避難所への移動 ※施設及び施設の周辺の安全が確保 されている場合は開園できる (ハザードマップ危険区域内の 施設は特に慎重に判断する。)	
警戒レベル5 緊急安全確保	休 園 保護者に早期のお迎えを依頼 状況により避難所への移動	

(2) 連絡体制



- ①市（防災危機管理課）が警戒レベル3～5を発令
- ②各施設において警戒レベルを確認し、本基準を踏まえ休園または開園を判断
- ③判断後、保護者に休園または開園の旨を伝達
- ④休園の場合は、市（子育て政策課）へメールにて連絡

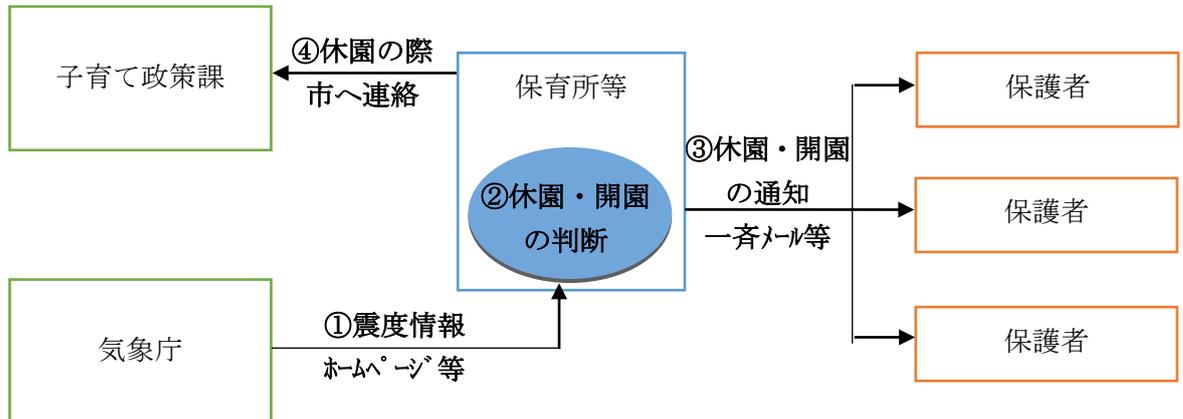
2. 地震発生時

(1) 臨時休園等の基準・対応

震度	登園前（午前6時から開園時刻まで）	保育中
震度4	開 園 ただし、施設長の判断で市に 休園を申し出ることができる。	開 園 ただし、施設長の判断で市に 休園を申し出ることができる。
震度5弱	原則休園 ※施設及び施設の周辺の安全が確保 されている場合に限り開園できる (ハザードマップ危険区域内の 施設は特に慎重に判断する。)	原則休園 保護者に早期のお迎えを依頼 状況により避難所への移動 ※施設及び施設の周辺の安全が確保 されている場合に限り開園できる (ハザードマップ危険区域内の 施設は特に慎重に判断する。)

	休 園	休 園
震度 5 強以上	※施設及び施設の周辺の安全が確保された後に施設を再開する。	保護者に早期のお迎えを依頼 状況により避難所への移動 ※施設及び施設の周辺の安全が確保された後に施設を再開する。

(2) 連絡体制

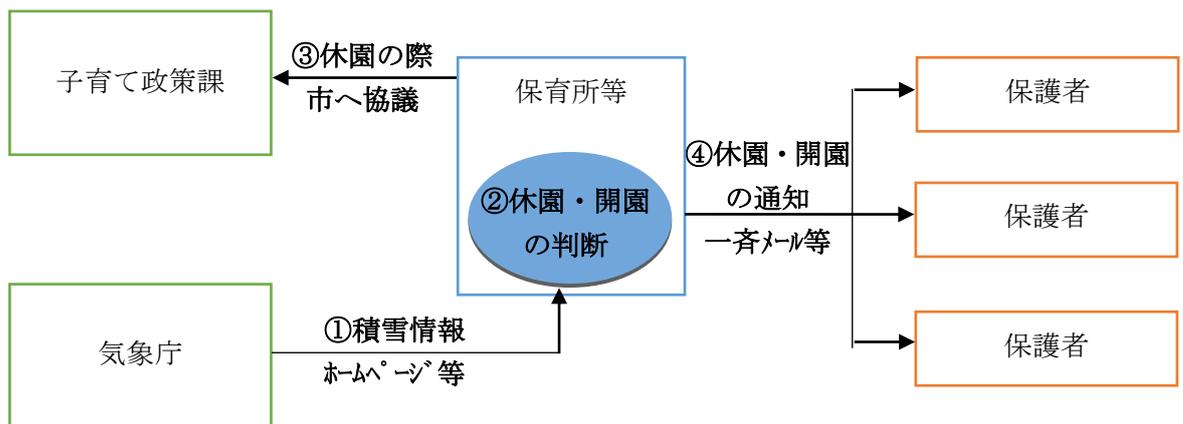


- ①地震発生、気象庁が震度 4 以上を発令
- ②各施設において、本基準を踏まえ休園または開園を判断
- ③判断後、保護者に休園または開園の旨を伝達
- ④休園の場合は、市（子育て政策課）へメールにて連絡

3. 大雪の時

一律の基準は設けませんが、施設の安全確保、職員体制の確保が著しく困難な場合は市と協議の上、登園自粛や臨時休園の措置をとることを可能とします。

(1) 連絡体制



- ①大雪、気象庁等から情報を収集
- ②各施設において、本基準を踏まえ休園または開園を判断
- ③休園の判断の場合は、市（子育て政策課）と協議
- ④保護者に休園または開園の旨を伝達

(問合せ先)	<休園基準及び代替保育に関すること> 子育て政策課 電話 55-5666 Email : kodomo@city.matsue.lg.jp	<保育料減額に関すること> 子育て支援課 電話 55-5312
--------	---	------------------------------------

(参考) 避難情報が発令された場合にとるべき行動

区分	とるべき行動
警戒レベル1 早期注意情報	災害への心構えを高める ・最新の防災情報に留意し、災害への心構えを高める
警戒レベル2 大雨・洪水注意報	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。
警戒レベル3 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は、避難行動を開始する ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
警戒レベル4 避難指示	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。
警戒レベル5 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所より安全な場所へ直ちに移動等する。

※避難情報は、警戒レベル1～5の順番で発令されるとは限りません。状況が急変することもあります。

※避難先は市が指定する避難場所（学校や公民館など）だけではありません。安全な親戚・知人宅などに避難することも考えてみましょう。

※日頃からハザードマップで居住地周辺の危険個所を把握し、とるべき避難行動を想定しておきましょう。

※避難情報が発令されていなくても、危険を感じた場合は、ためらわず避難行動を開始してください。